

検事の弁護士職務経験に関する運用要領

平成16年11月19日
法 務 省
日 本 弁 護 士 連 合 会

法務省と日本弁護士連合会とは、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「法」という。）の成立を受けて、検事の弁護士職務経験制度の運用について協議した結果、以下のとおり合意した。

1 本要領の目的

本要領は、検事が、その経験多様化のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験することを通じて、検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図るため、検事の弁護士職務経験制度が円滑に実施されるよう、法務省と日本弁護士連合会との間の連携及び協力の要領を定めることを目的とする。

2 連携・協力

法務省と日本弁護士連合会とは、弁護士職務経験制度が円滑に実施され、その効果ができるだけ大きなものとなるよう、密接に連携を図り、その環境・条件の整備に向けて協力するものとする。

3 基本的な役割

- (1) 法務省は、検事の経験多様化のための方策の一環として十分な数の検事に弁護士職務経験をさせるよう努めるものとする。
- (2) 日本弁護士連合会は、弁護士職務経験をしようとする検事を受け入れることが可能な弁護士法人又は弁護士（以下「受入可能弁護士法人等」という。）を十分に確保するよう努めるものとする。
- (3) 法務省と日本弁護士連合会とは、検事とその希望する受入可能弁護士法人等との間で円滑に雇用契約を締結し、主体的かつ積極的に弁護士の職務に取り組むことができるよう努めるものとする。

4 弁護士職務経験を行う時期

検事が弁護士職務経験を開始する時期は、原則として、任官後3年半程度から5年半程度とする。

5 弁護士職務従事期間

検事の弁護士職務従事期間は、原則として2年間とする。ただし、特に必要があると認めるときは、法務大臣は、当該弁護士職務に従事する者及び当該受入先弁護士法

人等の同意を得て、当該弁護士職務経験を開始した日から引き続き3年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 弁護士職務経験の開始に至る手順

- (1) 法務省は、日本弁護士連合会に対し、翌年度における弁護士職務経験制度の対象者として予定する検事の概数及び受入先弁護士法人等の所在地に関する要望を提示するものとする。
- (2) 日本弁護士連合会は、受入可能弁護士法人等のリストを作成し、各受入可能弁護士法人等の勤務条件その他の情報を記載した文書を添えて法務省に交付するものとする。
- (3) 法務省は、検事に対し、日本弁護士連合会から提供された(2)の資料を提示して、検事がある希望する受入可能弁護士法人等との間で円滑に雇用契約を締結できるように努めるものとする。
- (4) 法務省は、日本弁護士連合会に対し、弁護士職務経験をやる検事が内定した段階で、その検事の氏名、所属庁、司法修習の期、交渉予定の受入可能弁護士法人等を通知するものとする。
- (5) 弁護士職務経験をやる予定の検事は、受入可能弁護士法人等と交渉し、雇用契約締結の意思が合致する見通しが立った段階で、法務省にその旨を報告するものとする。
- (6) 法務省は、検事から(5)の報告を受けて、受入先弁護士法人等と取決めを締結し、その内容を当該検事に示して、弁護士職務経験をすることについてその同意を得るものとする。
- (7) 弁護士職務経験をやる予定の検事は、(6)の取決めに従って受入先弁護士法人等との間で雇用契約を締結し、弁護士登録を受け、弁護士職務経験を開始する。
- (8) 法務省と日本弁護士連合会とは、弁護士職務経験の開始に当たっては、密接に連携を図り、検事の法務省に属する官職への任命と弁護士登録が、弁護士職務経験を開始する日を基準にして連続して行われるように配慮するものとする。

7 職務

- (1) 弁護士職務に従事する者は、法務省に属する官職に任命されるが、そのことにより弁護士として取り扱うことのできる事件の範囲に制約が及ぶことはない。
- (2) 日本弁護士連合会は、受入先弁護士法人等に対し、弁護士職務に従事する者の取り扱う職務の内容ができるだけ幅広いものとなるよう配慮を求めるものとする。
- (3) 日本弁護士連合会は、受入先弁護士法人等に対し、その業務に差し支えない範囲内において、弁護士職務に従事する者の経験の多様化に資するため、公益的性格を有する事件その他の事件について、法第4条第2項ただし書に規定する承認をするよう配慮を求めるものとする。

8 勤務条件

日本弁護士連合会は、受入先弁護士法人等に対し、弁護士職務従事期間中に受入先

弁護士法人等から支給を受ける給与その他の経済的待遇について、検事として受けるものと比べ、総体として遜色のない水準になるように配慮を求めるものとする。その他の勤務条件についても、労働基準法等の労働関係法令が適用されることを前提に、適切に定められるよう求めるものとする。

9 弁護士登録に伴う負担の取扱い

日本弁護士連合会は、弁護士登録に伴う各種負担のうち、日本弁護士連合会への登録料については免除するための手続をとることとし、弁護士職務に従事する者が所属する単位会への入会金、会館建設費については当該単位会において当該弁護士職務に従事する者に実質的な負担が生じないような適切な措置が講じられるように求めるものとする。

10 懲戒等に係る通知

- (1) 法務省は、弁護士職務に従事する者が法第7条第3項の規定により弁護士職務経験を終了するものとされたとき又は国家公務員としての身分を失ったときは、その旨を日本弁護士連合会に通知するものとする。
- (2) 日本弁護士連合会は、弁護士職務に従事する者に対して弁護士法に定める懲戒処分をしたとき、弁護士会が弁護士職務に従事する者に対して同法に定める懲戒処分をした旨の通知を受けたとき又は弁護士職務に従事する者から同法第11条の規定により登録取消の請求を受けたときは、その旨を法務省に通知するものとする。

11 弁護士職務経験の終了に至る手順等

法務省と日本弁護士連合会とは、弁護士職務に従事する者の弁護士職務経験の終了に当たっては、密接に連携を図り、弁護士登録の取消しと検事への任命が、弁護士職務経験を終了する日を基準にして連続して行われるように配慮するものとする。

12 紛争が発生した場合の対応

法務省と日本弁護士連合会は、弁護士職務に従事する者と受入先弁護士法人等との間に紛争が発生した場合には、適切な対応をするものとする。

13 取決めにおいて定められるべき事項

法務大臣と受入先弁護士法人等との間で締結される取決めにおいては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 受入先弁護士法人等と弁護士職務に従事する者との間の雇用契約の締結、受入先弁護士法人等における勤務条件、弁護士職務従事期間及び弁護士職務経験の終了に関する事項
- (2) 法第4条第2項ただし書に規定する承認に関する事項
- (3) 経費負担、服務規律、福利厚生、業務の従事状況の連絡及び期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項並びに弁護士職務経験に係る取決めに疑義が

- 生じた場合，当該取決めに定めのない事項が生じた場合等の取扱いに関する事項
- (4) 検事の弁護士職務経験に関する省令で規定する受入先弁護士法人等となることについての制限事由又は弁護士職務経験を終了すべき事由が発生した場合等の連絡に関する事項
 - (5) 社会・雇用保険，業務災害及び通勤災害並びに弁護士賠償責任保険等に関する事項

14 雇用契約において定められるべき事項

受入先弁護士法人等と弁護士職務に従事する者との間で締結される雇用契約においては，同契約の期間・終了・変更，服務，勤務条件，社会保険，共済掛金の取扱い，業務災害及び通勤災害，弁護士賠償責任保険等について定めるものとする。

15 公表

本運用要領については，法務省ホームページ及び日本弁護士連合会のホームページにおいて公表するものとする。

16 運用要領の見直し

この運用要領の個々の項目については，制度の運用の実情を踏まえ，法務省と日本弁護士連合会との協議の上，より制度目的を達するように，適宜見直すものとする。